

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例（令和2年11月30日京都市条例第20号）（行財政局人事部給与課）

諸般の状況により，市会議員の期末手当の支給割合の限度を次のとおり改定することとしました。

区 分	改 正 前	改 正 後
令和2年度12月支給分	100分の170	100分の165
令和3年度以後支給分		100分の167.5

上記の改正のうち，令和2年12月に支給する期末手当に係る部分については令和2年12月1日から，令和3年度以後に支給する期末手当に係る部分については令和3年4月1日から実施することとしました。

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年11月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第20号

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和2年12月1日から，第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)